

社会福祉法人征峯会 指定生活介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人征峯会（以下「事業者」という。）が開設する生活介護アルセ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項に基づく指定生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対し適正な指定生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって指定生活介護を提供するものとする。

3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をするものとする。

4 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年茨城県条例第74号）に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 生活介護アルセ

（2）所在地 茨城県筑西市上平塚字大野原587番地5

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）サービス管理責任者 1名（常勤・兼務）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理ほか。次に掲げる業務を行う。

ア 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会

等により、その者の心身の状況、当事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

ウ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 生活支援員 4名(常勤・専従) 9名(非常勤・専従)

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(4) 看護師 2名以上(常勤・専従)

看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。

(5) 調理員 1名以上(非常勤・専従)

調理員は、給食業務を担当する。

(6) 医師 1名(非常勤)

医師は、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。事業所カレンダーにより土・日・祝日も営業する。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は30名とする。

(指定生活介護の内容)

第7条 指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 食事の提供

(3) 身体等の介護

(4) 創作的活動(絵画、ちぎり絵等)

(5) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

(6) 生活相談

(7) 健康管理

(8) 訪問支援

(9) 送迎サービス

(10) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から(9)に附帯する着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、指定生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害福祉サービス提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(指定生活介護の取り扱い方針)

第9条 事業所は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。

2 職員は、サービスの提供に当たって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明をする。

3 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(契約支給量の報告等)

第10条 事業所は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定生活介護の量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を利用者の受給者証に記載するものとし、事業所は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。

2 受給者証記載事項に変更があった場合に援護の実施者たる市町村に報告する。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業所は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第12条 事業所は、指定障害福祉サービスの利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)は、筑西市、結城市、桜川市の区域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 事業所は、指定生活介護の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス提供事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第15条 事業所は、指定生活介護の提供を求められた場合は、当該障害者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第16条 事業所は、指定生活介護に係る支給決定を受けていない障害者から利用の申込みがあった場合は、その障害者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第17条 事業所は、指定生活介護の提供に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービスの提供の記録)

第18条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、当該指定障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、指定生活介護の提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けるものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第19条 事業所は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適応される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

(事業所が利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲及びその額)

第20条 事業所は指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受ける。

- (1) 食事の提供 昼食一食650円（食事提供体制加算該当者／350円）
- (2) おやつの提供 一回110円
- (3) 入浴における光熱水費 一回100円
- (4) 創作的活動に係る材料費 実費
- (5) 日用品費 実費
- (6) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(利用者負担額等に係る管理)

第21条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額を控除した額の合計(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。
この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。)を超えるときは、事業所は、当該指定生活介護の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(介護給付費の額に係る通知等)

第22条 事業所は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。
2 事業所は法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第23条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。
(1) 利用者が外出する場合は、事前に事業者へ届け出るものとする。
(2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(個別支援計画の作成等)

第24条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、個別支援計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。
2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(利用者に対する障害福祉サービスの提供に当るサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(相談及び援助)

第25条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
2 事業所は、利用者が、当該事業所以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(介 護)

第26条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
2 事業所は、介護を行うに当たっては、常に1人以上の生活支援員を介護に従事するものとする。

- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(創作活動)

第27条 事業所は創作活動の機会の提供に当っては、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、創作活動の実施に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

(食 事)

第28条 事業所は、利用者の希望に応じ、食事の提供を行う。

- 2 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当り、あらかじめ、利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。また、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。
- 3 事業所は、第1項の食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるものとする。

(健康管理等)

第29条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るものとする。

(非常災害対策)

第30条 事業所は、消火設備その他の災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害に対する具体的計画を立て、災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は、災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、災害に備え、食料・飲料水等の備蓄品を確保するものとする。

(緊急時等における対応)

第31条 事業所の従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第32条 事業所は、指定生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(主たる対象とする障害の種類)

第33条 事業所が、利用者に提供する指定生活介護の主たる対象とする障害の種類は、知的障害者とする。

(虐待防止のための措置)

第34条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置をする。責任者はサービス管理責任者とする。
- (2) 成年後見制度の利用支援をする。
- (3) 苦情解決体制の整備をする。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施をする。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底をする。

(身体拘束等の禁止)

第35条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(勤務体制の確保等)

第36条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第37条 事業所は、提供する指定生活介護の定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第38条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（協力医療機関等）

第39条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関（及び協力歯科医療機関）を定める。

協力医療機関名 小松崎病院 宮田病院 協和中央病院 大津皮膚科
（協力歯科医療機関名 加藤歯科医院）

（掲 示）

第40条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（秘密保持等）

第41条 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第42条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（利益供与等の禁止）

第43条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決対策）

第44条 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する

ために、苦情を受け付けるための窓口をサービス調整委員会として設置するものとする。苦情解決責任者は管理者、担当者は課長とする。

- 2 提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令または当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行なう調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(地域との連携等)

第45条 事業所は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を講ずることとする。

- 2 事業所は、その運営に当っては、市町村が実施する事業に協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第46条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(業務継続計画の作成)

第47条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を作成し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(会計の区分)

第48条 事業所は、実施する指定生活介護の会計をとその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第49条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

- (1) 第24条に規定する個別支援計画
- (2) 第7条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第32条に規定する市町村への通知に係る記録

- (4) 第35条に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第44条に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第46条に規定する事故に際して採った処置についての記録

(職場におけるハラスメントの防止)

第50条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第51条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 随時
- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人征峯会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。